

■辰野町 景観形成基準(案)

(1)建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

青字・・・県
黒字・・・箕輪町

赤字・・・辰野町
緑字・・・箕輪町の基準であるが、検討必要

種類	山地・森林地区	田園地区(山里地区・田園地区)	住居地区	まちなか地区	工業地区	
配置	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。			隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。	隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。	
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。					
	道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めるとともに、緑化の空間を設けるなど自然景観に配慮すること。【県+箕輪町】	道路からできるだけ後退し、道路側に空地や緑化を行う空間を確保するよう努めること。		周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	
	地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	山並みなどへの眺望を極力阻害しないよう、周囲からの見え方を考慮した配置とすること。【辰野町独自のランドマークを追記してもよい】				
	敷地内の電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置へ設置するよう努めること。 建築物等の屋根及び屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の工夫をすること。					
【沿道】大規模行為※1にあつては、特に支障になる場合を除いて、道路から5m以上後退し、眺望を確保するとともに、広がりのある道路空間の形成に努めること。 ・道路側には付帯設備等(配管や室外機等)をできるだけ設置しないよう努め、やむを得ない場合は、道路から直接見えなくするなどの配慮を行うこと。						
規模	山並みなどへの眺望を極力阻害しないよう、周囲からの見え方に配慮した規模・高さとする。					
	高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめ、やむを得ない場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。【県基準と同様】	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の山里・田園景観との調和に努めること。【県基準と同様】	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周囲との連続性や統一感に配慮すること。	高さは周辺の建築物等に合わせるなどして、まち並みの連続性に配慮すること。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の景観との調和に努めること。【県基準の「田園」と同様】	
	建築物の高さは、原則として15m以下とすること。【高さの基準をどうするか検討】 ●辰野町の建築物の高さは最大で25m程度(H29_基礎調査結果による)					
	【沿道】高層となる場合でも道路上からの眺望に十分配慮し、空気を広くとり圧迫感等を生じないよう努めること。 【河川】連続した河川空間の見通しの良さを妨げないよう、規模・高さに配慮すること。					
形態・意匠 ※2	屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は周辺のスカイライン、周囲の山並みや樹林との調和を図ること。【県基準と同様】	屋根は適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物等との調和を図ること。【県基準と同様】	屋根は背景のスカイライン、周辺の建築物等との調和を図り、落ち着きを感じる形態となるよう努めること。	・道路沿いのデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成に努めること。 ・高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること。	・道路沿いのデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成に努めること。 ・高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること。	
	伝統的な様式の建築物等が多い地域では、その様式を取り入れた意匠とするなど、周辺の基調となる家並みの景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある景観の創出に努めること。【県基準と同様】 特に、小野区の住居地区においては周辺の家並みとの調和に配慮するよう努めること。					
	大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。【県基準と同様】					
	周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。【県基準と同様】					
	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。【県基準と同様】					
	屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。【県基準と同様】					
	非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、雑然とした印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。【県基準と同様】					
【沿道】 ・道路沿いからの見え方に配慮し、上部及び通りに面したデザインを工夫する等、まち並みの連続性の形成に努めること。						
【河川】河川沿いからの見え方に配慮し、上部及び正面のデザインの工夫に努めること。						
材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。					
	反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合には、着色等により反射光の軽減に努めること。【県基準と同様】	反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。【県基準と同様】		反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	
地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材、自然素材の材料を活用に努めること。【県基準と同様】				地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	

■辰野町 景観形成基準(素案)

(1)建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

種類	山地・森林地区	田園地区(山里地区・田園地区)	住居地区	まちなか地区	工業地区	
色彩等 ※3.4	<p>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。【県基準と同様】</p> <p>使用する色数を少なくするよう努めること。【県基準と同様】</p> <p>・太陽光発電設備等を屋根及び屋上に使用又は設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを原則とする。また、外壁に使用又は設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。</p> <p>・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。パネル及び枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするよう努める。</p> <p>照明を行う場合は、必要最低限の明るさとし、落ち着きや温かみを感じられるよう努めること。また、ネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるものの使用はできるだけ避け、やむを得ず使用する場合は周辺景観との調和に十分配慮すること。</p> <p>・屋根及び外壁は、マンセル値【JIS Z 8721】による以下の色彩を基調とすること。 ・小野区の住居地区では、下記の色彩よりも抑えたものとなるよう努めること。 ○赤【 R 】、黄赤【 YR 】、黄【 Y 】、黄緑【 GY 】の色相においては彩度7以下 ○その他の色相においては彩度4以下 ○明度は周辺景観と調和するよう努めること ・ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ○外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの ○表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ○地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色 ○その他法令等で着色が義務づけられている色彩</p> <p>【沿道】高層となる場合には、背景の山並みや周囲の田園景観、住宅地景観に調和する色彩とすること。</p>	<p>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の山里や田園の景観と調和した色調とすること。【県基準と同様】</p>	<p>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の住宅地の景観と調和した色調とすること。【県基準と同様】</p>	<p>けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p>	<p>けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p>	
敷地の緑化	<p>敷地内は草花や樹木などによる緑化に努めること。また、既存の樹木をできるだけ残すよう努め、伐採が必要な場合は、周辺の樹林と調和するよう配慮を行うこと。</p> <p>農地や道路など外部から見える敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、生け垣の活用や壁面の緑化、意匠の工夫等により周辺の景観と調和するよう配慮すること。【県基準と同様】</p> <p>周辺の建築物等に比べて大規模な建築物等にあつては、建物まわりに高木や中木の連続した配置等の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。【県基準と同様】</p> <p>駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の植栽に努め、大規模な場合は、安全性に配慮した上で、場内に植栽地を設けるなどの緑化に努めること。</p> <p>使用する樹種は出きる限り在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。</p> <p>使用する樹種は出きる限り在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、特に道路等の公共空間や周囲に緑がある場合はその連続性に配慮すること。</p> <p>使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲に緑がある場合はその連続性に配慮すること。【県基準と同様】</p> <p>樹林となっている段丘崖の上端付近では、段丘崖側の敷地の緑化をできるだけ行い、樹林の雰囲気や阻害しないように配慮すること。</p> <p>【河川】河川に沿って憩いや潤いを感じる景観が続くよう、植栽や鉢植えなどの緑化に努めること。</p> <p>【沿道】魅力的な通りとなるよう、緑化に努めること。</p>	<p>敷地内は草花や樹木などによる緑化に努めること。また、既存の樹木をできるだけ残すよう努め、やむを得ず伐採する場合には植栽等による緑化に努め、良好な景観の形成を図ること。</p>				
特定外観意匠※5Iに関する付加基準	<p>配置</p> <p>道路等からできるだけ後退させるよう努めること。</p> <p>河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。</p> <p>規模、形態・意匠</p> <p>基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</p> <p>材料</p> <p>周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</p> <p>反射光のある素材は原則として使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。</p> <p>色彩等</p> <p>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。</p> <p>使用する色数を少なくするよう努めること。</p> <p>光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p>	<p>反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</p>				
	<p>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の山里や田園、集落の景観と調和した色調とすること。【県基準と同様】</p>		<p>けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p>			
			<p>光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</p>			

■辰野町 景観形成基準(素案)

(2)土地の形質の変更

変更後の土地の形状、修景、緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
------------------	--

(3)土石の採取及び鉱物の掘採

採取等の方法、採取等後の緑化等等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
------------------	---

(4)屋外における物件の集積又は貯蔵

集積、貯蔵の方法及び遮蔽方法	<ul style="list-style-type: none"> ・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
----------------	--

(5)木竹の伐採

木竹の伐採	【山地・森林】樹林の連なりが失われる大規模な伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、樹林の連なりを維持するために、できる限り既存の樹木を残し、伐採した法面の緑化を行う等の配慮をすること。
-------	---

※1 大規模行為は辰野町景観条例に定める以下の行為です。

■延べ床面積が1,500㎡を超える建築物の建築等

※2 辰野町景観条例の第18条(条例の決定により条名に変更の可能性あり)に定める「特定届出対象行為」にかかわる形態・意匠については、変更命令の対象となります。

※3 色彩については法第8条第4項第1号イで形態意匠と定められているとおりですが、本計画では、便宜的に表の中で「色彩等」、「形態・意匠」に分けています。

※4 辰野町景観条例の第18条(条例の決定により条名に変更の可能性あり)に定める「特定届出対象行為」にかかわる色彩等については、変更命令の対象となります。

※5 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態または色彩、その他の意匠。